

食料システム法計画認定マーク使用規約

令和8年5月13日

新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課
食料システム連携推進室

1. 目的

「食料システム法計画認定マーク使用規約」（以下「本使用規約」という。）は、「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」（以下「食料システム法」という。）に基づく計画認定制度（以下「計画認定制度」という。）のうち、安定取引関係確立事業活動計画等の認定を受けた食品等事業者（以下「認定事業者」という。）が、食料システム法の計画認定マーク（以下「認定マーク」という。）の使用にあたって、遵守すべき事項を定めるものです。

2. 食料システム法計画認定マークについて

(1) 食品等事業者を対象とした計画認定制度は、食品等の持続的な供給に取り組む食品等事業者の以下の4つの事業活動計画を農林水産大臣が認定するものです。

- ① 安定取引関係確立事業活動：農林漁業者との安定的な取引関係の確立を図るもの
- ② 流通合理化事業活動：食品等の流通の合理化による措置により、流通経費削減、付加価値向上等を図るもの
- ③ 環境負荷低減事業活動：温室効果ガスの排出量の削減、食品廃棄物の発生の抑制等を図るもの
- ④ 消費者選択支援事業活動：食品の持続的な供給に係る消費者の選択や理解醸成に資する情報伝達を図るもの

(2) 認定マークは、認定事業者が消費者等に対して、計画認定制度に基づき食品等の持続的な供給を積極的に推進する意思を表明する際に使用するもので、上記計画ごとに4種類の認定マークが存在します。



食料システム法
2026計画認定



食料システム法
2026計画認定



食料システム法
2026計画認定



食料システム法
2026計画認定

3. 認定マークの使用

- (1) 認定事業者は、計画認定された事業活動の広報活動や販売活動（自社 HP や店舗等での事業紹介や計画を通じて製造・流通する商品や提供するサービス等）において、該当する事業活動区分の認定マークを使用することができます。
- (2) 認定事業者は、認定された計画の実施期間において、計画の認定年が記載された、該当する事業活動区分の認定マークを「使用規約同意書」の提出をすることなく、無償で使用することができます。
- (3) 認定マークの使用を希望する認定事業者は、認定事務を行った地方農政局等に連絡し、認定マークの画像データを入手することができます。提供する認定マークの画像の種類は PNG、Adobe Illustrator になります。
- (4) 認定事業者は、認定マークの利用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、または代理使用を許諾することはできません。
- (5) 認定事業者が計画認定制度の認定の取消しを受けた場合、認定事業者は認定マークを使用することができません。
- (6) 認定事業者は認定マークを使用する際は、基本データをそのまま使用し、「色の変更」や「影付け」、「縁取り」、「変形」、「回転」等の加工は加えないでください（詳細は「食料システム法計画認定マーク使用マニュアル」をご参照ください）。
- (7) 複数のマークを並べて表示する場合は、各マークは均一の大きさとし、4種類すべて表示する場合は安定取引、流通合理化、環境負荷低減、消費者選択支援の順で表示することを推奨します。
- (8) 以下のような不正な使用を行った場合は、認定マークの使用の取消し、停止などの措置をとることがあります。
 - ① 計画認定制度の趣旨に反する方法で使用する
 - ② 認定された事業活動計画に関連しない広報・販売活動等に使用する
 - ③ 消費者に対して、個別の商品やサービスの品質を保証するかのような誤解を与えるおそれがある方法で使用する
 - ④ 法令や公序良俗に反する方法で使用する
- (9) 認定事業者以外は、認定マークを使用することができません。ただし、下記の場合を除きます。
 - ① 計画認定制度の取組を広報することを目的として、公的機関やメディア関係者等が使用する
 - ② その他、食品等の持続的な供給体制の構築に努める機関等が使用する
 - ③ 上記①、②に該当する機関においては、農林水産省大臣官房事業・食品産業部新事業・食品産業政策課企画グループ食料システム連携推室
(shokuryosystem_keikaku@maff.go.jp) に連絡し、農林水産省の許可が得られた場合のみ、認定マークを使用することができます。
 - ④ 上記③に基づき、認定マークの使用を認められた機関においても、上記（4）から（8）の規定を遵守する必要があります。

4. 使用状況の報告

農林水産省は、認定マークを使用している認定事業者及び上記3.(9)の規定に基づき認定マークの使用が認められた機関に対し、認定マークの使用状況について報告を求めることがあります。

5. 認定マークの知的所有権

認定マークに関する知的所有権は農林水産省に帰属します。

6. 規約の改定

本使用規約は、農林水産省より、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がありますので、ご承知ください。